

平成27年度 通常総会

議 事 録(正)

平成27年5月27日

公益社団法人 劇場演出空間技術協会

1. 日 時 平成 27 年 5 月 27 日 (水) 14 時 00 分開会  
17 時 50 分閉会

2. 場 所 東京都新宿区 西新宿 8-1-3  
ホテルローズガーデン新宿  
別館ローズルーム

3. 構成員現在数 正会員 61 名

4. 出席構成員数 構成員： 61 名  
本人出席：27 名  
代理出席 3 名  
議決権行使者：24 名  
委任（代理人指名）：5 名  
文書未到着：2 名  
出席者合計：59 名  
過半数：31 名  
3 分の 2 以上：41 名

出席者名 27 名

阿部茂樹、市来邦比古、伊藤久幸、稲生 眞、大澤博二、岡田一雄、小川幹雄、加藤憲治、  
小柳 聡、佐々木光一、佐藤壽晃、下園浩人、下出義一、鈴木伸一、高田一郎、  
為ヶ谷秀一、筒 芳成、東野博一、中川堅司、長谷川祥久、古橋 祐、間瀬勝一、  
南 知之、本杉省三、森 健輔、山田芳久、湯澤 薫

代理出席者名	3 名	法人名	代表者名
小口純一		(株)松村電機製作所	(松村秀一)
田村武己		丸茂電機 (株)	(丸茂正俊)
小林孝雄		パナソニック (株) エコソリューションズ社	(田中義清)

欠席者（議決権行使）24 名

伊藤安雄、内田匡哉、近江 哲朗、大野 頌、奥畑康夫、桂川潤次郎、木下 直、木村博行、  
草加叔哉、崎山 征雄、浪花克治、仁科和久、西奈美博、福島洋志、福山純一、舟本幸人、  
松本英道、眞野 純、森 幹雄、八幡泰彦、山崎雅郎、山崎泰孝、山下修二、山田厚土、

欠席者（委任）5 名

伊東正示、勝又英明、佐野吉彦、西尾榮男、吉井 澄雄

文書未到達 2 名

清水裕之（欠席の電話連絡あり）、野口 英世（欠席の電話連絡あり）

出席監事名 尾澤輝行 （間瀬勝一）

## 5. 議事次第

- 1) 開会
- 2) 議長選出
- 3) 議事録署名人選出
- 4) 審議事項
  - 第1号議案 平成26年度事業報告承認の件
  - 第2号議案 平成26年度収支決算報告承認の件
  - 第3号議案 定款改訂の件
- 5) 休憩
- 6) 報告事項
  - 第1号報告 平成27年度事業計画報告の件
  - 第2号報告 平成27年度収支予算報告の件
  - 第3号報告 広報部会設立の報告の件
  - 第4号報告 会員規定変更の件
  - 第5号報告 役員選出規定変更の件
- 7) 会長挨拶
- 8) 閉会

## 6. 議事の経過

- 1) 開会

定刻14時00分、定款第24条の規定に従い定足数の確認をした。

開会の時点において、出席者数25名、議決権行使数24名、代理出席数3名、委任数5名

合計57名の出席者数を確保し、過半数31名以上の出席を確認し、総会の成立要件が満たされたことを専務理事が宣言し、開会をした。
- 2) 議長選出

定款第23条の規定により、森健輔会長を議長に選出。
- 3) 議事録署名人選出

定款第27条の規定により、田村武巳氏及び鈴木伸一氏を議事録署名人に選出、両氏はこれを受諾。
- 4) 議案の審議

議長より総括説明として本日の第1号議案から第3号議案については、2月27日開催の第24回理事会および4月24日開催の第25回理事会に於いて夫々審議の上、承認されたものである旨冒頭説明があった。次に、専務理事から、内閣府の指導及び

JATET 定款に基づき、平成 26 年度事業報告と決算報告を審議事項とし、平成 27 年度事業計画と収支予算は報告事項とするとの説明があった。続いて各議案と報告事項について逐一次の通りの審議が行われた。尚、佐藤専務理事より、予め配布された平成 27 年度通常総会議案書の議事次第の訂正と追加項目に関しての説明があった。

#### < 第 1 号議案 平成 26 年度事業報告承認の件 >

議長の指示に従い専務理事から、添付の議案書に基づき第 1 号議案平成 26 年度事業報告を行なった、下記の質疑の後、議長が挙手により賛否を諮った結果、賛成多数をもって原案通り承認された。

#### 質疑要約

鈴木会員：本年度の運営委員会の委員はどのように選ばれ承認されたのか。今年度の理事会で承認されたのではなく、昨年度の総会で決めたということか。

佐藤専務理事：昨年度の総会で、執行理事全員と部会長が参加すると決められており、その決定による組織に従って運営されている。

本杉副会長：総会議案書 76 ページの組織図に執行理事会と運営委員会が一つの点線で囲まれ、執行理事と各部会長と定義されている。

市来理事：執行理事会・運営委員会の内容は、理事会議事内容と重複するということであるが、8 ページの第 10 回執行理事会・運営委員会の報告は理事会報告とは重複しないので、確認していただきたい。

佐藤専務理事：第 10 回執行理事会・運営委員会は第 24 回定例理事会の後、3 月に開催されているため、ご指摘の通りである。

あらためて、佐藤専務理事より第 10 回執行理事会・運営委員会の審議内容に付いて報告があった。

#### < 第 2 号議案 平成 26 年度収支決算報告承認の件 >

議長の指示に従い専務理事から、添付の議案書に基づき第 2 号議案平成 26 年度収支決算報告を行った。

監査報告は添付の「監査報告書」をもってこれにかえる旨の説明がなされた。

議長がこれを受けて挙手により、賛否を諮った結果原案通り承認された。

#### < 第 3 号議案 定款改訂の件 >

議長の指示に従い中川副会長から、添付の議案書に基づき第 3 号議案定款改訂の件について説明を行い、下記の質疑の後、議長が挙手により、賛否を諮った結果、遅刻した者 2 名を加え、反対 1 名、賛成 58 名の賛成を得、総社員数 61 名のうち、3 分の 2 以上を確保し、原案通り定款改定案は承認された。

## 質疑要約

中川副会長：鈴木会員から、平成27年度通常総会追加資料にあるように定款修正提案と質疑書が提出されており、それに基づき回答する。

鈴木会員：新定款27条2項に記載されている執行理事の文言は削除すべきではないか。

中川副会長：選任の順序を明確にしているのであって問題はない。

鈴木会員：質疑書：新定款28条には、副会長、専務理事の役割について同様の記載があるが、個々に明確にすべきではないか、業務担当執行理事の役割についての記載がない。

中川副会長：新定款47条の記載しているように、理事会の運営に関して必要なことは、別に定める理事会運営規則による。また、理事の職務権限規程、役員選任規定等で規定する。新定款26条で規定する執行理事は、常時は会長、副会長、専務理事の5名のことで、必要が生じた時に理事会が3名を限度として業務執行理事を承認できることを明記している。それぞれの職務等の詳細は、理事職務規定で規定される。

鈴木会員：新定款48条に、本来異なる位置付けの執行理事会と運営委員会が、同一の条文で同一のものとして規定されているが、執行理事会は、理事会の付託を受けて業務を執行する執行機関であることを明記し、運営の円滑化を図る目的の運営委員会とは分けて規定すべきではないか。

中川副会長：新定款27条で理事、監事について規定しているが、執行理事会の構成を規定していないので、48条の執行理事会・運営委員会での規定が必要になる。

鈴木会員：第8章第59条の委員会の目的は今後、財務といったことも考えられ、事業にとどまるものではなく、業務とすべきではないか。

中川副会長：昨年より委員会は、執行理事会と同時開催する運営委員会に一本化されている。

鈴木会員：第60条に、部会の委員は理事会が選任するとあるが、承認すると記すべきではないか。

中川副会長：部会員は会員（正会員、賛助会員）で構成されており、非会員であっても正会員の推薦があれば有識者の個人の方を部会員として部会が理事会に推薦して、理事会の審査を経て部会員になれるという意味である。第60条の規程は、公益性を確保するために、非会員であっても、JATETの活動に参加出来る方法を確保した。

鈴木会員：新定款案48条については、執行理事の責任と権限を明確にし、執行理事会の規定を明文化する条項とすること、運営委員会については、あくまでも第8章59条の委員会条項の中の一つの組織として規定し、二つを明確に分けることを求める。

佐藤専務理事：76ページの組織図の通り、執行理事会・運営委員会の構成は明確であり、昨年度の総会決定通りの運営をしている。昨年、運営委員会の構成員である部会長は、理事でなくとも良いと決めている。これは、会員が望んだボトムアップ方式で、部会の意見を理事会に直接伝えるためであり、そのために執行理事会・運営委員会を同時に

開催している。部会は、現行の定款では、JATETの正規の機関ではないが、現実的にはJATETの活動を担っているため、これを正規のものとするために、定款の改訂をしようとしている。

鈴木会員：正会員ではない賛助会員、非会員なども含む委員で構成される部会の長の集まりである運営委員会が、執行理事会と同等に協会の意思決定や業務執行に係ることは、公益社団法人に求められているガバナンスのルールに基づく機関の決定という基本的な組織運営から逸脱し、責任の所在を曖昧にしていると考えます。

佐藤専務理事：執行理事会も運営委員会も、決定権は持たない。理事会が決定した事業を速やかに実行しているのが執行理事会・運営委員会であり、意思決定をしているわけではないので、指摘にはあたらない。

市来理事：運営委員会についての規定は、委員会規定の中に書かれるべきではないか。運営委員会が、今後できるかもしれない他の委員会とは別格だというなら理解できるが。

佐藤専務理事：執行理事会・運営委員会は一体化して運営しているので、執行理事会・運営委員会という名前が良くないのであろう。第3号議案は、昨年の総会で理事会に付託され理事会が作成し提案する定款改定案の賛否を問うものであり、ガバナンス云々という議論は、この場でする必要はない。

中川副会長：細かい文言などは再度見直し、修正必要箇所は修正し、最終的な定款修正案として、内閣府に提出する予定である。

#### 5) 休憩

#### 6) 報告事項

##### <第1号報告平成27年度事業計画の報告の件>

議長の指示に従い専務理事から、添付の議案書に基づき第1号報告平成27年度事業計画の報告の件について説明が行われた。

質疑事項なし

##### <第2号報告平成27年度収支予算の報告の件>

議長の指示に従い専務理事から、第2号報告平成27年度収支予算の報告の件について説明が行われた。

質疑事項なし

##### <第3号報告広報部会設立報告の件>

議長の指示に従い専務理事から、第3号報告広報部会設立報告の件について説明が行われた。

質疑事項なし

<第4号報告会員規定変更の件について>

議長の指示に従い専務理事から、第4号報告会員規定変更の件について説明、が行われた。

質疑事項なし

<第5号報告役員選出規定変更の件>

続いて、議長の指示に従い専務理事から、第5号報告役員選出規定変更の件について説明が行われた。

質疑事項なし

その他の報告事項

佐藤専務理事より平成27年度通常総会議案書に基づき会員数の推移について報告があった。

7) 会長挨拶

閉会に際し会長から以下の挨拶があった。

森会長：このような体制になって一年、うまく行っているところもあり、そうでないところもあります。定款の改訂案も決まったところで、更に皆様のご意見を伺いながら、改善するところは改善して、JATETの活動がより活発になるように、会の運営に努めていきたいと思っておりますので、今後も、皆様のご協力をお願いします。

8) 閉会

17時50分佐藤専務理事が閉会を宣言し終了した。

以上

平成27年 5月 27日

上記議事録を明確にする為、議長（代表理事）、監事及び議事録署名人は次に署名押印する。

公益社団法人 劇場演出空間技術協会  
平成27年度通常総会

署名(自署)

印(表印)

議長（代表理事）

森 健輔

森 健輔



監事

尾澤 輝行

尾澤 輝行



監事

間瀬 勝一

間瀬 勝一



署名人

鈴木 伸一

鈴木 伸一



署名人

田村 武巳

田村 武巳

